

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2018-153217(P2018-153217A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2017-49914(P2017-49914)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月24日(2020.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

予め定められた制御条件の成立に基づいて遊技者に有利な特別遊技状態に制御可能な遊技機において、

枠状の基枠部と、前記基枠部の前面側に位置する前枠部とを含む遊技機枠と、

前記遊技機枠の上部を装飾する上部装飾部と、

所定の表示手段と、

前記表示手段よりも上方に配されている演出手段の特定部分と、を備え、

前記上部装飾部は、

前記基枠部の上縁の高さ以下であるベース部と、前記ベース部よりも前方に位置する前面部と、を備え、

前記前面部の上端を前記基枠部の上縁の高さよりも高くして、

その下端部が後方に向かうに従って上方に位置するように形成されたものであり、

前記下端部のうち前側に位置する前側下端部分と、前記下端部のうち後側に位置する後側下端部分と、を備え、

前記前側下端部分は前記演出手段の特定部分よりも下方に位置している一方、前記後側下端部分は前記演出手段の特定部分よりも上方に位置していることにより、前記演出手段の特定部分を視認できるように構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

遊技球が流下可能な遊技領域を備え、

前記演出手段の特定部分は、前記遊技領域よりも上方に位置していることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら上記文献に記載の遊技機のように、近年の上部装飾部には、枠可動部材が配置されたり、大きな装飾部材や発光部材等が配置されることで、上部装飾部が大型化する傾向がある。そのため、上部装飾部の下端部により、演出手段の特定部分を視認難いおそれがあった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわちその課題とするところは、演出手段の特定部分を視認し易くすることが可能な遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の遊技機は、

予め定められた制御条件の成立に基づいて遊技者に有利な特別遊技状態に制御可能な遊技機において、

枠状の基枠部と、前記基枠部の前面側に位置する前枠部とを含む遊技機枠と、

前記遊技機枠の上部を装飾する上部装飾部と、

所定の表示手段と、

前記表示手段よりも上方に配されている演出手段の特定部分と、を備え、

前記上部装飾部は、

前記基枠部の上縁の高さ以下であるベース部と、前記ベース部よりも前方に位置する前面部と、を備え、

前記前面部の上端を前記基枠部の上縁の高さよりも高くしてて、

その下端部が後方に向かうに従って上方に位置するように形成されたものであり、

前記下端部のうち前側に位置する前側下端部分と、前記下端部のうち後側に位置する後側下端部分と、を備え、

前記前側下端部分は前記演出手段の特定部分よりも下方に位置している一方、前記後側下端部分は前記演出手段の特定部分よりも上方に位置していることにより、前記演出手段の特定部分を視認できるように構成されていることを特徴とする遊技機である。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の遊技機によれば、演出手段の特定部分を視認し易くすることが可能である。